



情報(第104号)



令和2年10月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

菊の仲間でしょう。徳山商工会議所傍にて（令和2年10月27日撮影）。

LINE会話によるセクハラ



1 セクハラ行為と懲戒処分

本号もセクハラ事案の紹介です。LINEによる会話が問題となったことに特徴があります（東京地判平 30.8.8 労働経済判例速報 2367-3）（LINEの会話によって退職の意思表示があったか否かが争われた事案として本誌 40 号を参照してください）。

もっともこの事案は、行為者と被害者の争いではなく、行為者である大学の准教授（以下「原告」といいます）が女子学生A（以下「A」といいます）にセクハラを行ったとして学校法人（以下「被告法人」といいます）から懲戒処分を受け、その取消しを求めた事案です。本誌 10 号のセクハラ事件も懲戒処分の相当性が問題となりました。その観点からも参照ください。

2 事案の概要

原告は平成 25 年に専任講師として被告法人に採用され、平成 28 年から准教授として勤務しており、Aは、平成 29 年 4 月に別の短期大学から被告法人が経営する大学に編入し、同月 10 日から 11 日午前にかけて、原告とLINEによって長時間の会話をしています。

その後Aは、同月 12 日、大学の人権コーディネータを訪問、24 日に人権相談室にセクハラを理由とする人権侵害の処分申立書を提出、5 月 8 日に近隣医から急性胃炎（ストレス性）と診断を受けました。

日時	原告・Aの会話内容
18:19	A: 講義登録について質問
20:45	原告: 勉学について回答
22:24	A: 説明に対する礼
22:39	原告: 研究ノート等について説明
23:46~	Aが片道 2 時間かけて休まず短大に通ったこと、その鉄道路線が混雑してよく遅延したことに言及したことから、原告が「痴漢が多いのはD線だっけ?」、Aが「E線も多いですが」と回答し、軽いふざけた調子で、痴漢の話題に関するやり取りを続ける。深夜零時を回って、Aに対して眠かったら言ってほしい。
0:23	原告が、「でも、短大ってセクハラとかないの?」、Aが在籍短期大学の学長が解雇された旨答える。原告は、「学長のケースって、やっちゃったの?」と聞き、詳細は分からないと言うAに対し、当該学長のセクハラの内容に言及し、それで解雇ならば自分もアウトと自嘲。Aが「私は大丈夫です笑」「冗談通じるので笑」「線超えたなって思ったら、これを見せればいいわけですし笑」と答え、世の中のセクハラ犯人の多くは、そうやって、「私は大丈夫です笑」に騙されるんだろう、限界線を

	明確にするのは重要と述べ、「お尻は無理だけど、二の腕まではOKとか」などと聞き、Aから二の腕もアウトと言われる。
0:42～ 1:25	原告が、自分は女子学生は甘やかすタイプ、A「ほんとに素直な先生ですね笑」 原告が女子学生について、「これがね、美人なら先生は即行くよね」「先生結構ストライクゾーン狭いのよ」、Aは、「狭いと思いますよ。話しててわかります笑」「なになに」「ドキドキしてきた」「え？先生イケる感じ？」「お、イケるなこれは」「今度、デートしよっか？」Aから、「しません」「当たり前です！」などと断られる。原告が大学の人権教育の話題について触れ、ふざけた調子で「まあ、嫌なのを無理してデートしなくていいよん」など。最後、互いに礼を述べ会話終了。

3 被告法人の懲戒処分

停職1か月（停職の場合、7日分の給与を支給せず、7日間を超える期間については平均賃金の6割を支給する）の懲戒処分をしました。

4 判決

学生に不快感を与えたとして、懲戒事由に該当することを認めました。しかし、停職処分の相当性について、重すぎ無効としました。その理由は次のとおりです。

原告の発信は不用意で、教員と学生の関係から、Aが会話を打ち切れない心情にあることを考慮し、原告から打ち切るべきでその態度は軽率の誹りを免れない。Aに強い不快感を抱かせているから原告の責任については、軽視できない。

しかし、原告は、Aの研究ノート講義について丁寧に答え、眠かったら無理せず言ってほしいなども併せ考えると、会話を打ち切らせない意図的な行動であったとは認め難い。全体的に軽佻な冗談を交えた雰囲気、デートに誘う発言も、Aに断られることを前提とした冗談とみるのが自然で、デートを目論んだものとは認め難い。Aの返答ぶりも全体としてかなりフランクなもので、原告の一連の言動に明確な拒絶をしなかったことから、Aが困惑していないと誤信し、調子づいて一連の発言をしたことを過剰に非難するのは相当ではない。

なお、被告法人は控訴しましたが棄却されました（東京高判平 31. 1. 17D1L a w I D28270597）。

5 セクハラに至った要因

立場をわきまえなかったこと、長すぎる会話となったことが要因といえ、冗談もほどほどにすべきです。一番の被害者は判決を書く破目になった裁判官でしょう。いい加減にしろ！とのぼやきが聞こえてきそうです。

当法人ではハラスメント研修・相談窓口の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL:https://ginza-syaroushi.com/